

課題別研修会

大規模災害における災害廃棄物の処理について

令和7年12月19日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

1. はじめに

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
→平時より、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

<関連規定の抜粋（廃棄物処理法）>

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災※1	H23年3月	3,100万トン (津波堆積物1,100万トンを含む)	全壊：122,005 一部損壊：749,732 床上浸水：1,489 半壊：283,156 床下浸水：9,786	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災※2	H7年1月	1,500万トン	全壊：104,906 一部損壊：390,506	半壊：144,274 焼失：7,574 約3年
令和6年能登半島地震※3	R6年1月、9月	422万トン※9	全壊：6,461 一部損壊：125,929 床上浸水：6	半壊：23,336 床下浸水：19 約2年
平成28年熊本地震※4 (熊本県)	H28年4月	311万トン	全壊：8,657 一部損壊：155,095	半壊：34,491 約2年
平成30年7月豪雨※5 (西日本豪雨) (岡山県、広島県、愛媛県)	H30年7月	190万トン※10	全壊：6,603 一部損壊：3,457 床上浸水：5,011	半壊：10,012 火災（15件） 床下浸水：13,737 約2年
令和元年台風19号※6 (東日本台風)	R1年9月、10月	109万トン※11	全壊：3,650 一部損壊：107,717 床上浸水：8,256	半壊：33,951 床下浸水：23,010 約2.5年
新潟県中越地震※7	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 一部損壊：105,682	半壊：13,810 約3年
令和2年7月豪雨※8	R2年7月	42万トン※12	全壊：1,627 一部損壊：2,116 床上浸水：1,741	半壊：4,535 床下浸水：6,266 約2.5年

※1 消防庁災害情報の合計（令和3年3月9日時点）

※2 消防庁災害情報の合計（平成18年5月19日時点）

※3 消防庁災害情報の合計（令和7年1月28日時点）

※4 内閣府防災被害報告の合計（平成31年4月12日時点）

※5 主要被災3県の公表値の合計（平成31年1月9日時点）

※6 内閣府防災被害報告の合計（令和2年4月10日時点）

※7 内閣府防災被害報告の合計（平成21年10月27日時点）

※8 消防庁災害情報の合計（令和3年11月26日時点）

※9 主要被災3県（石川県・富山県・新潟県）の推計値合計

石川県：公費解体加速化プラン（令和7年1月31日改定）

富山県：富山県災害廃棄物処理実行計画（令和6年5月24日策定）

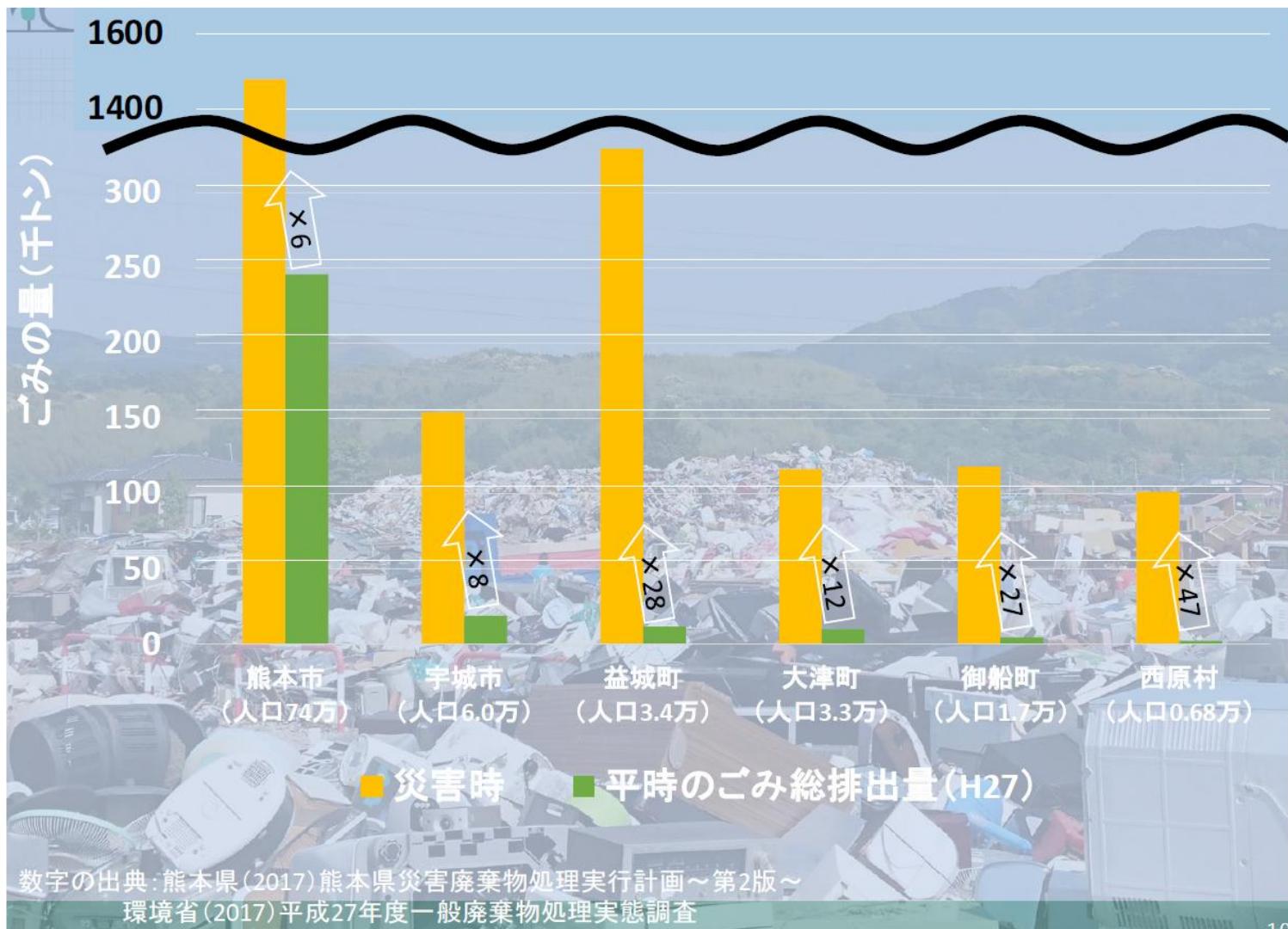
新潟県：新潟県からの情報提供に基づく（令6年12月末時点）

※10 主要被災3県の合計（令和3年3月時点）

※11 被災自治体からの報告の合計（令和4年3月末時点）

※12 被災自治体からの報告の合計（令和5年2月末時点） 土砂混じりがれきを含む

災害時に発生するごみの量



住宅・建築物の耐震化の現状

【住宅・建築物の耐震化率】

	現状 (平成20年)	目標耐震化率	耐震改修補助を受けられる市区町村割合 (平成22年現在)
全 国	79%	90%	56%
滋賀県	78%	90%	100%
京都府	78%	90%	88%
大阪府	83%	90%	79%
兵庫県	82%	97%	100%
奈良県	76%	90%	59%
和歌山県	70%	85%	100%

【参考】

石川県	72%	90%	100%
株洲市	住宅 51% 特定建築物 86%	住宅:5,886戸 特定建築物:49棟 株洲市耐震改修促進計画(H31.4)	

【今後の国の動き】

- 住宅の耐震化 目標 R2 ↓ R7 95%
R12 耐震性が不十分な住宅を概ね解消
- 特定建築物の 目標 耐震化 H27 90%
↓ R12 耐震性が不十分な耐震診断義務付け特定建築物を概ね解消

②和歌山県の取組み

○津波発生時の避難路の沿道の建築物について、当該建築物等の所有者等に対し、耐震改修等の措置をとることを勧告・命令するなどにより、耐震化を進める条例を制定。

「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」 (平成25年4月施行)

■ 制限

特定避難路沿いにおける建築物等は、倒壊により津波からの円滑な避難に支障を生じるおそれのないものとして定めた基準に適合するものでなければならない。

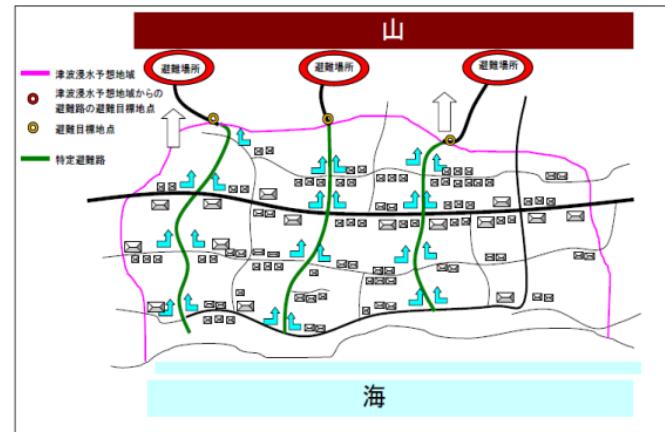
■ 措置

○違反建築物等の所有者等には、耐震改修等の措置をとることを勧告・命令

○条例施行以前から基準に適合していない建築物等であっても円滑な避難に著しく支障を生じるおそれがあると認める場合に勧告・命令

○勧告・命令に従わない場合は公表

○命令に従わない場合で、著しく公益に反すると認められる場合は行政代執行の対象
※特定避難路:特に重要な避難路について県が指定

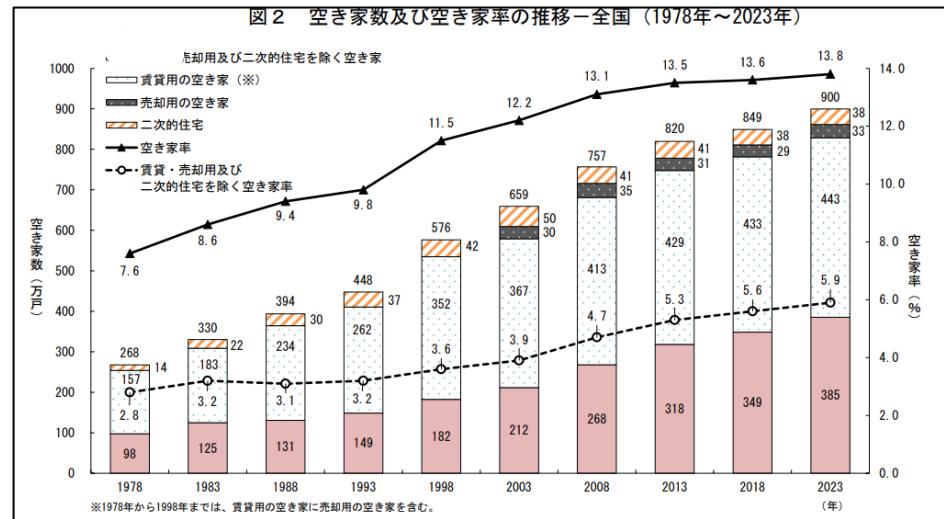


空き家の現状

- 空き家数は900万戸と過去最多
2018年から5年で51万戸の増加
空き家率も13.8%と過去最高
- 賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家が37万戸の増加

	空き家率		賃貸・売却用及び 二次的住宅を除く空き家率	
	2023年	2018年	2023年	2018年
全 国	13.8 (899.5)	13.6 (848.9)	5.9 (385.3)	5.6 (348.7)
滋賀県	12.1 (8.1)	13.0	7.2 (4.8)	6.1
京都府	13.1 (18.0)	12.8	6.2 (8.5)	6.1
大阪府	14.3 (70.3)	15.2	4.6 (22.7)	4.5
兵庫県	13.8 (38.5)	13.4	6.2 (17.2)	5.7
奈良県	14.6 (9.4)	14.1	7.7 (5.0)	7.4
和歌山県	21.2 (10.5)	20.3	12.0 (6.0)	11.2

※（ ）は空き家数で単位は戸



【参考】

石川県	15.6 (8.7)	14.5	7.4 (4.1)	7.0
珠洲市	20.7 (0.1)	珠洲市空き家等対策計画 (R4.3)		

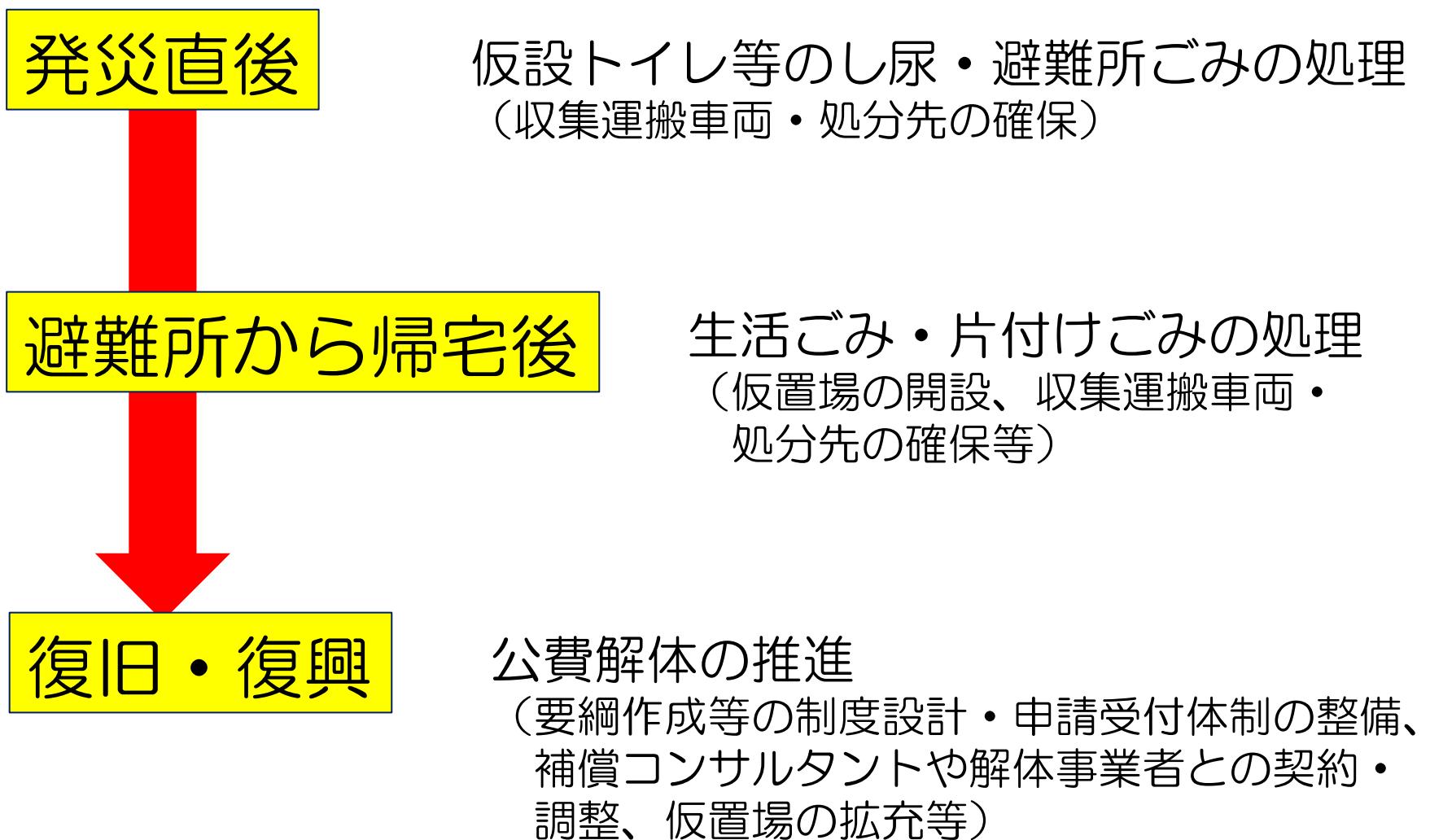
【今後の国の動き】

- 改正空き家対策特別措置法

⇒ 適切に手入れをしなければ固定資産税の優遇措置を解除

2. 大規模災害における災害廃棄物の処理

災害廃棄物対応の推移



避難所におけるごみ・し尿の状況



避難所におけるトイレの状況（衛生環境の悪化）

段ボールトイレ



劣悪な状況



新聞紙トイレ

仮設トイレの多くは和式
高齢者には不適



水汲みも重労働

外のトイレは暗く寒い

仮設トイレの設置とし尿の収集運搬

仮設トイレの汲み取りの対応の流れと留意点等を以下に示す。

①仮設トイレの設置

※防災部局等の他部局が対応する場合がある。

※仮設トイレは水を少量しか使用せず、トイレットペーパーが詰まりやすくなるため、仮設トイレ内に「紙入用のボックス」を設置し、できる限り便器 内にトイレットペーパーを流さないよう掲示し、効率的な収集を図る。

②仮設トイレの設置場所・基數等を関係者に情報共有

※仮設トイレは避難所だけでなく、断水世帯や病院等に設置される場合がある。それについても関係者で情報共有してし尿を収集する。

※汲み取りが必要なマンホールトイレなど、トイレの種類に留意する。

③収集対象・量を把握し、通常の体制での対応可否を判断

※適宜、収集委託業者等の関係者間で協議を行い、総合的に判断する。

④支援要請（通常の体制で対応が困難な場合）

※支援要請や事務手続の主体を明確にする。

⑤支援調整

※小規模災害では、市町と民間事業者団体の協定を活用し、直接支援調整する。

⑥支援主体の決定

※車両・人員等の詳細は、支援・受援者間で詳細を調整する。

⑦収集運搬計画の作成

※適宜、収集委託業者等の関係者間で協議を行い、内容を検討する。

⑧仮設トイレのし尿収集

※仮設トイレの増設・撤去や、収集のタイミングに関する連絡窓口を調整する。

出典：発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き（案）（滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課、近畿地方環境事務所）より

初動段階におけるし尿・生活ごみ処理の対応

○令和6年能登半島地震では、下水道が停止し、避難所などで発生するし尿回収のためバキュームカーを一般廃棄物収集運搬事業者が派遣。

石川県内のし尿処理施設7施設が被災し稼働を停止したため、稼働停止している施設の貯留槽を一時積替場として転用し、そこから積み替えて県内の稼働しているし尿処理施設に転送。

○また、被災地での生活ごみ・避難所ごみの回収支援として他自治体等が収集車を派遣。

収集した生活ごみ・避難所ごみの焼却は、石川県内の焼却施設4施設が稼働停止したため、県内若しくは福井県で広域処理。

収集車の派遣台数増に加え、各市町に一次集積場を設置して輸送の効率化を構築。この際、避難所から排出される簡易トイレ等の汚物を可燃ごみとは別の袋に入れるよう指導し、積み替えの必要から、ごみ袋を破袋せずに運搬できるダンプ車や平ボディ車を利用。

災害時の片付けごみの収集運搬

- 災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両等の体制では困難であるため、人員、車両の増加や、重機を用いる等の対応が必要となります。片付けごみの運搬は、**パッカー車よりダンプ等を使用する場合が多くなる**と予想され、廃棄物処理業者等への委託を検討します。
- **収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や府県へ支援要請を行います。**また、片付けごみの収集運搬は、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを選定します。
- 収集期間や廃棄物の種類、収集場所等について住民に広報します。
- **被災者自身が軽トラック等を用いて、仮置場に搬入する方法。(下掲右写真)**道路渋滞の恐れや、**分別の徹底が難しくなる恐れ**があります。また搬入待ちの住民の苦情が生じる可能性があります。



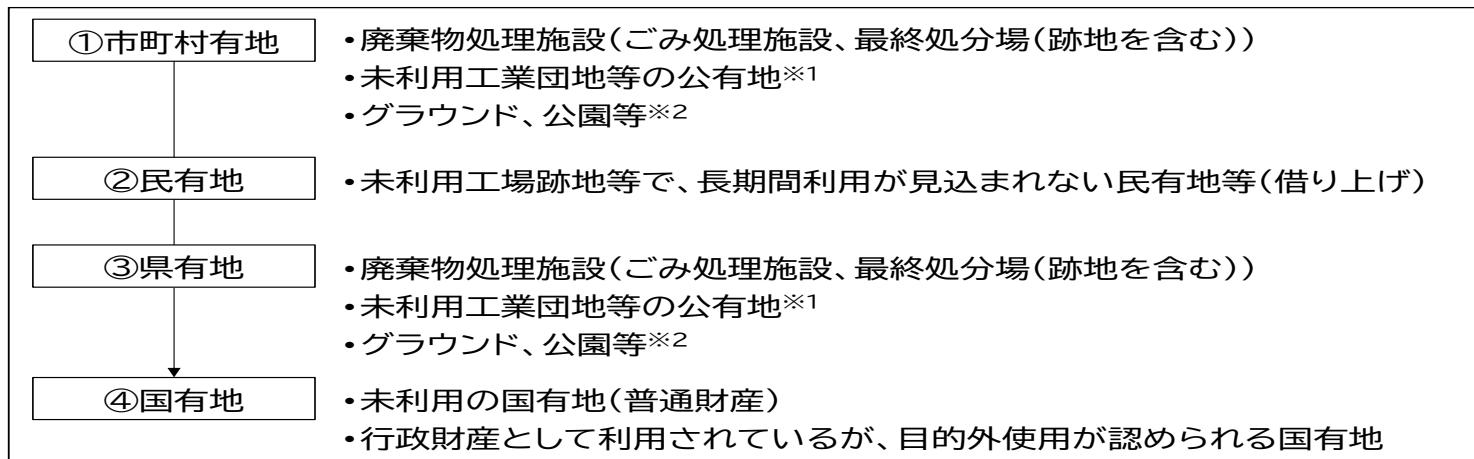
仮置場の利用方法と選定の検討

- 仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法も検討しておく。

表 仮置場の利用方法（例）

用途	説明
一時的な仮置場 (集積所)	<ul style="list-style-type: none">・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き・住民が自ら持込む仮置き
破碎・選別作業用地等	<ul style="list-style-type: none">・仮設破碎機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none">・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスがとれずに堆積するものの保管・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管（危険物も含む）・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない）

図 仮置場の選定（例）



※1 学校等の避難場所として指定されている施設や、周辺住民や環境への影響が大きい地域は避ける。

※2 指定管理者で管理されている施設は、事前に協議し了解を得ておくことが望ましい。

住民による排出場所と自治体による収集運搬の3パターン

→住民 →自治体

片付けごみの排出場所と回収の流れは、以下が想定されます。

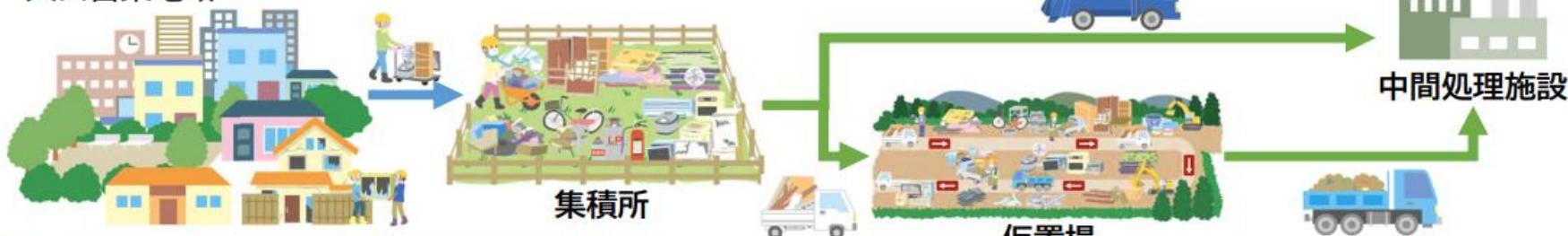
① 住民が家の前に排出し、自治体が戸別収集

高齢世帯が多い地域



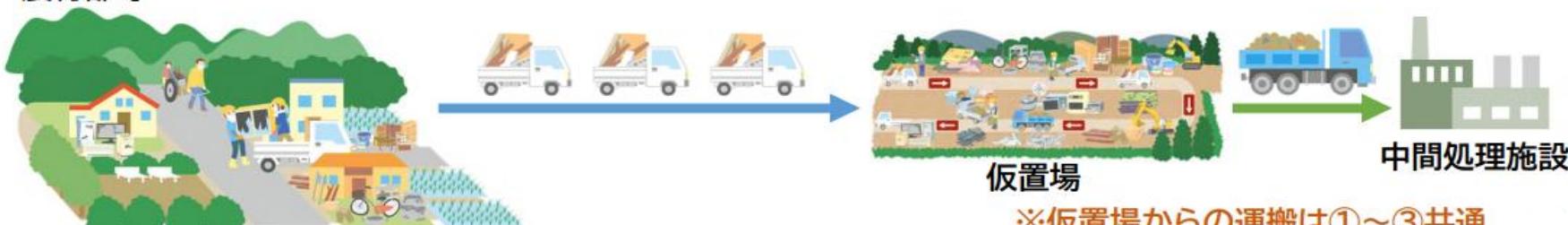
② 住民が集積所に排出し、自治体が拠点収集

人口密集地域



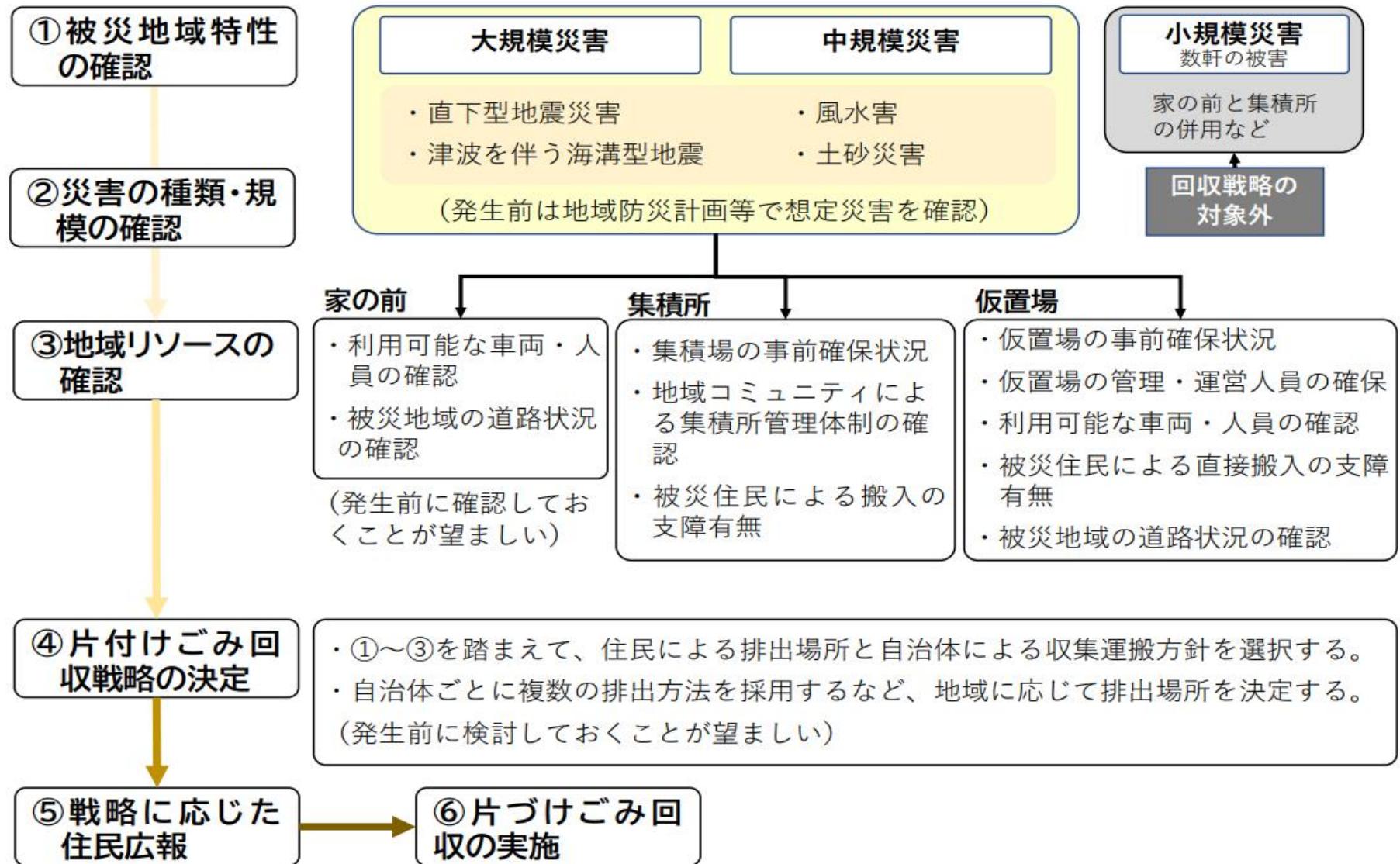
③ 住民が仮置場に排出し、自治体が運搬

農村部等

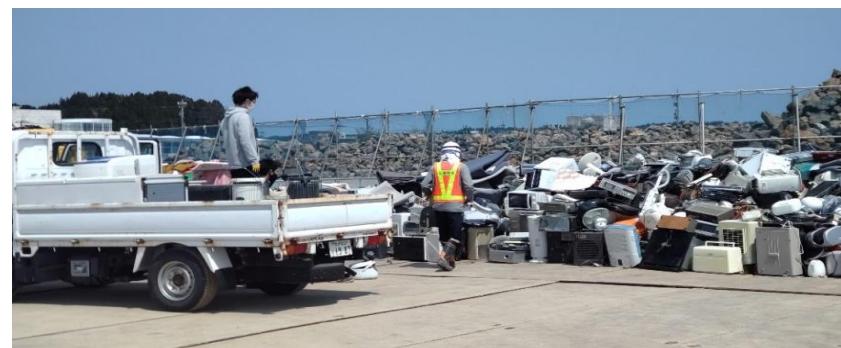
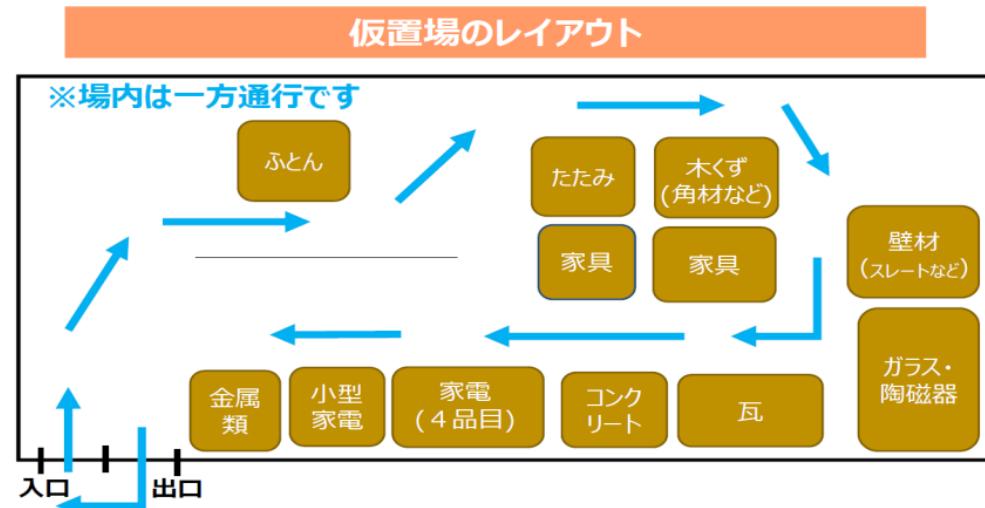


※仮置場からの運搬は①～③共通

片付けごみ回収戦略の対応フロー



仮置場の状況（石川県珠洲市飯田港仮置場 (9,380 m²)）



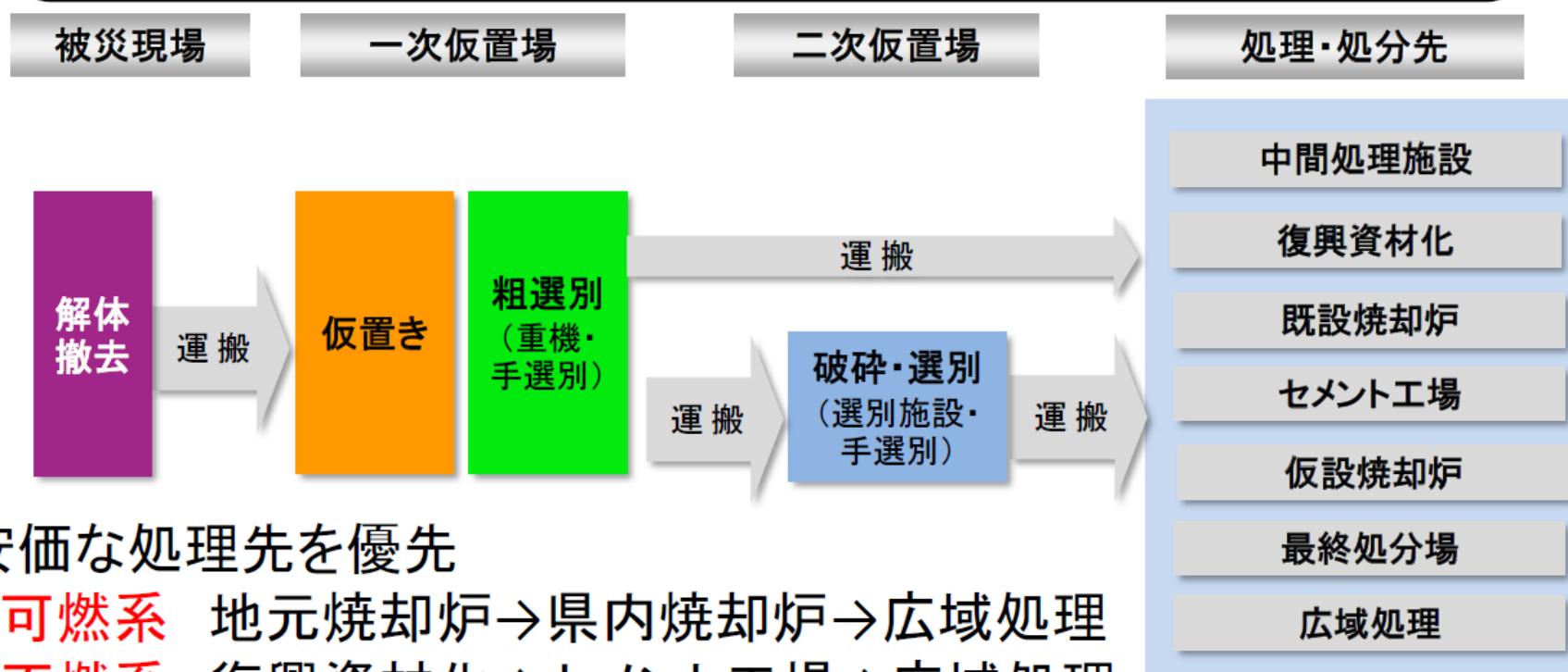
災害時に発生するごみの処理の流れ（東日本大震災）



処理計画の基本

詳細計画(H23.8)

- ① リサイクルを重視した処理フロー
- ② 太平洋セメント(株)大船渡工場を処理拠点
- ③ 仮設焼却炉の設置(宮古市、釜石市)
- ④ 広域処理の推進(県内、県外)



破碎・選別業務発注前の段階

・現地状況の把握

- 1次仮置場、2次仮置場候補地の確認



・災害廃棄物の調査

- 災害廃棄物(がれき山)の場所、量の推定、台帳作成



・処理計画と工程(発注工程含む)

- 発生量把握に伴い、処理工程の検討

・解体、仮置場への搬入計画

- 工程を踏まえ、優先項目の確定



・種々のマニュアル等の整備

- 施工監理マニュアルの作成、種々の試験項目の確認

・破碎・選別業務の発注準備

- 発注図書、仕様書作成支援

処理業務発注支援（破碎・選別処理業務）→ 大手ゼネコンへ発注

破碎選別業務のみ委託

プロポーザル方式で選定

地元企業、地元雇用に配慮、代表企業には大手が必要、廃棄物処理の実績が必要

- 3社以上の共同企業体(JV)、1社は管内に本店を有する企業
- JVの代表者は経営事項審査1000点以上を取得していること
- 1社は廃棄物処理業の許可または相当の経験を有していること

処理先は県が確保し、施設ごとの受入れ基準を指示
量・品質・進捗管理を行う事業者が必要

災害廃棄物の特徴（津波被害）

津波による被害が大きく、混合状態で塩分等を含んでいる

- ✓ 発生した災害廃棄物のほとんどは津波被害によるものである。その性状は、家屋、自動車等多種多様なものと海底から打ち上げられた土砂分が混合状態で、水分を含んでおり腐敗しやすい。
- ✓ 海水をかぶっているため塩素濃度が高いことが懸念された。

津波による混合状態



湿式分級施設



除塩対策

産業廃棄物処理業者等

- 施設で受入基準が異なる
 - 専用施設が必要な場合もある
- 破碎選別業者選定前は委託困難



太平洋セメント
(株)大船渡工場

太平洋セメント HPより

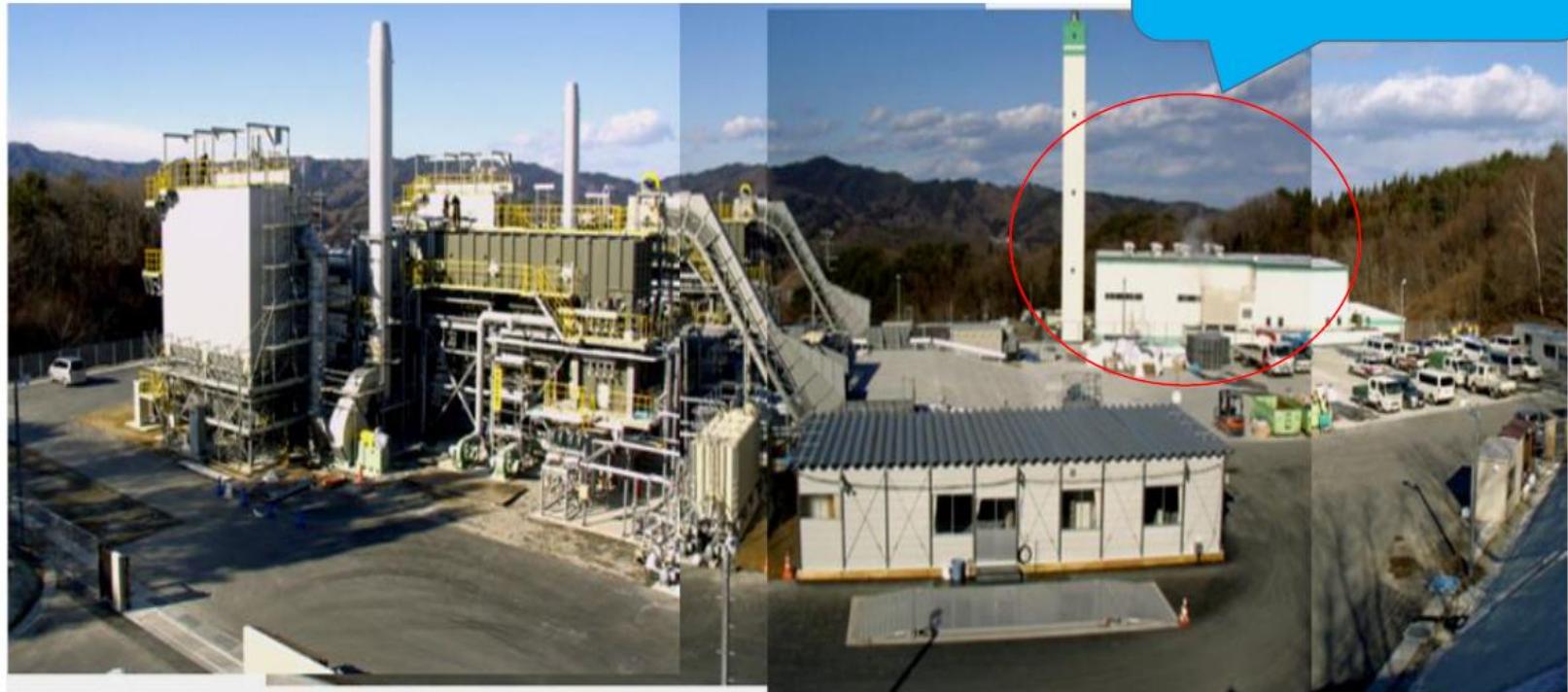


セメント原料にするため、除塩施設
(大型洗濯機)の建設が必要

混合状態での県外搬出も選択肢
被災地への還元・地元雇用も重要

岩手県の仮設焼却炉

宮古地区広域行政組合
清掃センター



宮古仮設焼却炉

95t/日(47.5t/日×2炉)(株)タクマ

災害廃棄物の運搬・輸送（1）

東日本大震災での輸送手段の概要

- ・災害廃棄物を速やかに処理するためには、処理方法や受入先（処理先）の選定の課題は重要であるとともに、処理された災害廃棄物を運搬・輸送する方法も重要な課題である。
- ・東日本大震災では自圏内及び広域処理の輸送手段として、陸上輸送（トラック、鉄道）、海上輸送を行った。
- ・巨大地震発生時には大量の災害廃棄物を処理し、広域処理は必然であり、輸送方法の検討は重要となる。

陸上輸送

トラック輸送

トラック輸送は、一次仮置場から二次仮置場への運搬手段として、さらに二次仮置場から県内の各処理処分先や、近隣県への広域処理や遠方の広域処理における鉄道輸送の基地駅までの運搬手段として活用



鉄道輸送

鉄道輸送は、大量輸送による輸送効率の向上、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の削減が可能であり、環境に配慮したものであることから、長距離輸送が必要な広域処理の輸送手段として採用



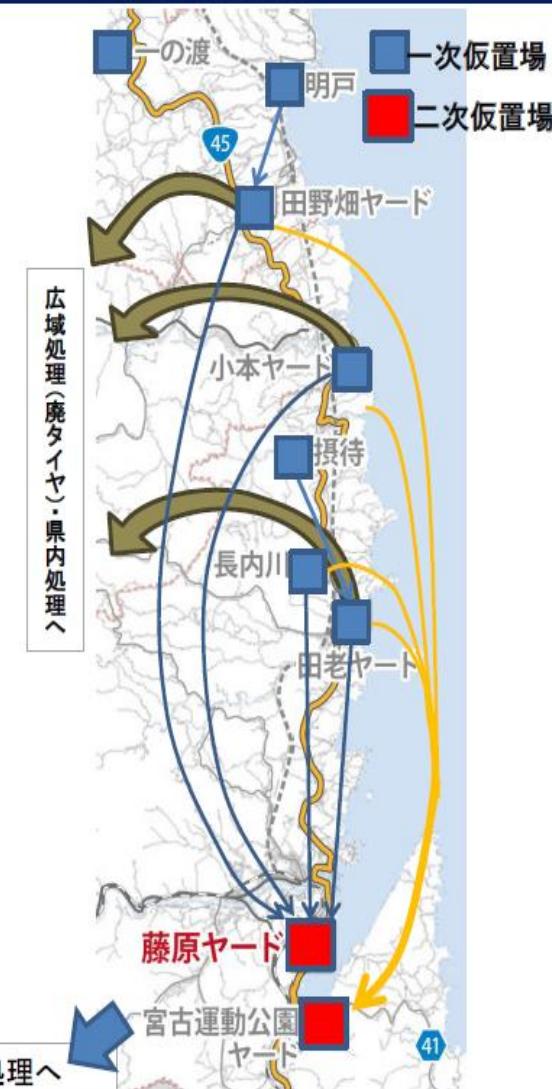
海上輸送

土運船／コンテナ船

海上輸送は、一度に大量輸送することが可能で、沿岸被災地間の移動距離が短い場合でも海上輸送を用いた方が効率的であり、輸送に伴う生活環境上の支障がほとんどないため採用。



災害廃棄物の運搬・輸送 (2)



3. 公費解体の対応

損壊家屋等の解体・撤去（公費解体制度）

生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者等の申請に基づき、市町村が所有者等に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度

通常災害であれば罹災証明書（被災証明書）で「全壊」、特定非常災害であれば「半壊」以上と判定された家屋等が対象



（写真：多賀城市ホームページより）

損壊家屋等の解体・撤去に係る手順

損壊家屋等（家屋だけでなく、倉庫や中小企業者3の事業所等を含む）の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができる。**特定非常災害については、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知等を確認する必要がある。**

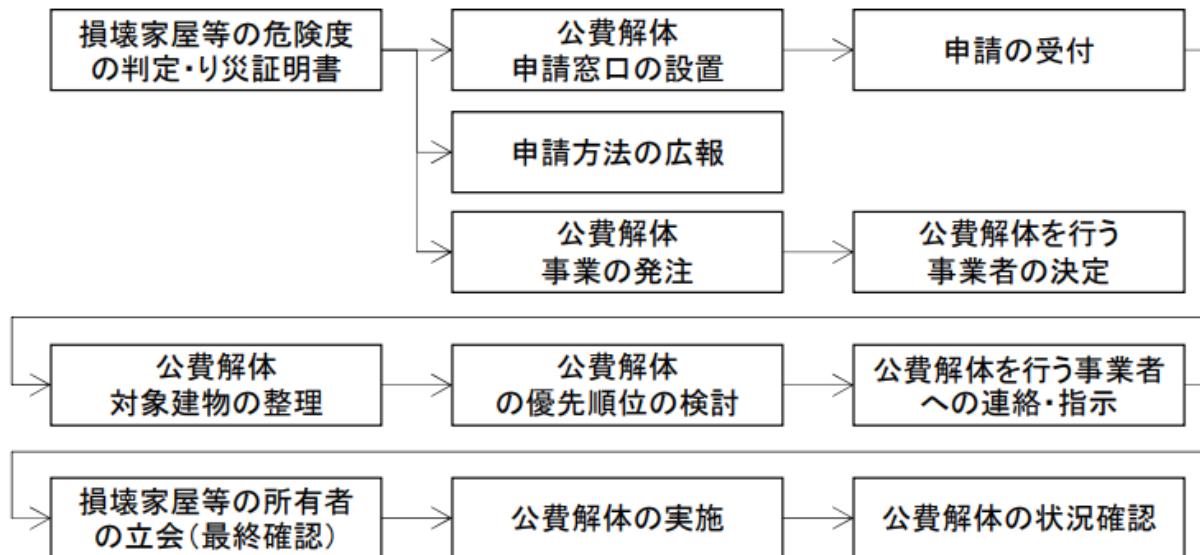


図1 公費解体の手順（例）

表1 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

解体・撤去棟数が多い場合は事務量が多くなるため、**府内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。**

また**都道府県や他市町村からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託を検討することも考えられる。**

公費解体の受付体制等の検討



- 1) 公費解体の対象案件の選定
 - ① 公費解体の対象はどういうものか
 - ② 具体的な対象事例（または除外する事例）の絞り込み（例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外）
 - ③ 基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み
 - ④ 敷地境界、解体物の特定
- 2) **公費解体のためのルール作り**
 - ① **公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定**
 - ② **申請受付期間の設定**
 - ③ 公費解体後の登記の扱い等
- 3) **公費解体受付体制**
 - ① **申請受付体制の検討**（職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等に委託等）
 - ② 受付期間に応じた受付場所の確保
 - ③ **申請受理後の書類審査、現地調査の体制の確保**
 - ④ **市民向け広報の手法と時期、内容の検討**（家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む）
 - ⑤ **解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法**
 - ⑥ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理
 - ⑦ 解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
- 4) **賃貸物件や集合住宅の公費解体**
 - ① **所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書）の確認**
 - ② **入居者の退去予定期の明確化**
 - ③ 退去（見込）者の住居相談対応

公費解体申請の受付

公費解体を市町村が行うことについては、**市町村の幹部会議等で方針を決定し、記者発表やホームページ等できめ細かに広報し、被災者からの申請を受け付けるための専用窓口を速やかに設置することが必要である。**

1. 広報

記者発表やホームページへの掲載、庁舎や避難所への掲示 また、状況によっては現場で直接被災者へ案内を配布する。

2. 受付体制

庁舎内に専用の受付窓口のスペース、複数の電話回線を確保し、対応人員を配置する。（配備物：パソコン、受付票、住宅地図、コピー機等）

3. 受付事前準備

公費解体の対象となる建物を把握するために、罹災証明書の発行状況等の管理を行っている担当課に情報提供を依頼する。平成 30 年 7 月西日本豪雨災害の例では、依頼等は省略して罹災証明の発行一覧表や被災者台帳により情報を収集した。

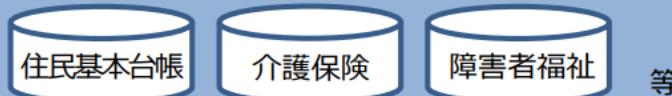
なお、罹災証明は借家人等からも請求できるため、所有者と借家人の重複に留意し、所有者情報のみとすることに注意する。

また、罹災者の連絡先が罹災台帳には記載されていない場合があることから、別途、罹災証明の受付窓口で担当部署へ電話連絡等により照会を行う。

なお、罹災程度の判定は再調査により変更となることがあるため、罹災台帳は週毎に確認するようにし、可能であれば、変更があった場合は通知をもらえるような体制を整えることが望ましい。

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

市町村が保有する被災者に関する情報
(災害対策基本法第90条の3第3項)

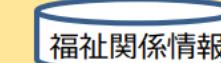


※マイナンバーを利用した特定個人情報の庁内連携も可能
(番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が必要)

他の地方公共団体等が保有する情報
(災害対策基本法第90条の3第4項)



マイナンバーを利用して
得られる情報
(番号利用法第19条別表第二)



※平成29年7月より情報連携開始予定

被災市町村

被災者台帳の作成

(災害対策基本法第90条の3第1項)

(災害発生時)

被災者台帳にマイナンバーを記載・記録

総合的かつ効果的な被災者への援護の実施

台帳情報の利用

(災害対策基本法第90条の4第1項第2号)

- 関係部署間で被災者情報を共有。

【効果】

- ・援護の漏れ防止
- ・二重支給の防止
- ・被害状況、居所や連絡先の共有による重複調査の防止
- ・各種支援の申請時における罹災証明書の添付を省略する運用も可能

※マイナンバーを利用した特定個人情報の庁内連携も可能
(番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が必要)

台帳情報の提供

(災害対策基本法第90条の4第1項第1号、第3号)

- 外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能。

- ・他の地方公共団体：本人同意不要
- ・地方公共団体以外の者：本人同意必要

等

被災者台帳に記載又は記録する事項

1. 災害対策基本法第90条の3

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2. 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

タイムラインによる公費解体のポイント（概要）

		発災初期（～1週間程度）	制度立ち上げ準備（～1ヶ月程度）	制度立ち上げ（～2ヶ月程度）	制度運用（2ヶ月程度～）
※1	※2				
1	災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定【国・都道府県・市町村】※3	① 初動・応急復旧体制（連絡体制・実施体制・支援体制（宿泊場所確保含む））の確立【国・都道府県・市町村】 ② 専門家・人材バンク・関係団体・応援自治体職員等の現地派遣・支援【国】 ③ 被害状況の把握、解体対象棟数・災害廃棄物発生量の推計【市町村・都道府県】 ④ 公費解体（解体班数・宿泊場所確保含む）・廃棄物処理体制の整備【都道府県・市町村】 ⑤ 災害廃棄物処理基本方針、実行計画の策定【都道府県・市町村】	⑥ 実施状況を踏まえた推計・計画の見直し 【都道府県・市町村】		
2	緊急解体【市町村】	① 対象家屋の選定 ② 所有者からの同意取得 ③ 解体業者と契約 ④ 緊急解体工事の実施	① 公費解体の実施に関する広報【都道府県・市町村】 ② 標準単価の提示【都道府県】 ③ ひな形に基づく制度要綱の策定【市町村・都道府県】※4 ④ 広報資料・FAQの作成・周知【都道府県・市町村】 ⑤ 進捗管理システムの構築【市町村】 ⑥ 工程管理会議の設置・運営【都道府県・市町村】	⑦ 支払体制の整備【市町村】	
3	制度設計【都道府県・市町村】				
4	申請受付【市町村】※5	① 受付体制の検討、人員・場所確保 ② 申請受付の設置 ③ 申請困難者への対応（職権喪失登記、宣誓書方式等の活用） ④ 行政書士、司法書士等の活用			
5	工事前調整・発注【市町村】	① 補償コンサルタントとの契約、体制整備 ② 工事前調整（受付審査、費用算定、三者立会）の実施			
6	解体工事【市町村】		① 解体業者との契約、体制整備 ② 解体工事の実施	③ 円滑な支払い	
7	自主解体【市町村・都道府県】	① 解体業者リストの提示【都道府県】 ② 産業廃棄物処理業者リストの提示【都道府県】		③ 費用償還の実施【市町村】	
8	廃棄物処理【市町村・都道府県】	① 仮置場の設置・運営、(適宜)追加設置【市町村】 ② 避難所等のし尿・生活ごみ等の処理【市町村】 ③ 廃棄物処理施設の復旧工事【市町村】 ④ 既存の廃棄物処理施設での廃棄物処理【市町村・都道府県】 ⑤ 廃棄物処理業者との契約、体制整備【市町村・都道府県】 ⑥ 収集運搬の応援支援【都道府県】		⑦ 広域処理の検討、実施【都道府県】	

※1 国は災害規模に応じ、都道府県及び市町村への支援を実施する。

※2 本マニュアルの運用にあたっては、公費解体・撤去マニュアル及び自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（環境省発行）を合わせて参照されたい。

※3 災害廃棄物処理全体の体制構築・処理実行計画策定にあたっては、県及び市町村があらかじめ策定する災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針及び技術資料・参考資料（環境省発行）等を合わせて参照されたい。

※4 公費解体に関する要綱については、あらかじめ都道府県でひな形を作成することが必要。

※5 罹災証明交付後速やかな公費解体受付を可能とする仕組みの構築については、あらかじめ整理しておくことが必要。（今後、関係府省と連携して検討）

留意点



(1) 業者との契約

発災直後の損壊家屋等の解体撤去は、災害協定を締結している業者との随意契約が多くなる。一方、り災証明が発行されてからの公費解体については、申請件数が少ない場合には、1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を選定することが適切である。ただし、大規模災害においては、1件ずつの契約は現実的でない。平成28年熊本地震の際には、県が解体標準単価を設定し、地域ごとに解体工事業協会会員で班編成を行って、順次計画的に解体工事が進められた。なお、解体業者は建築工事業、土木工事業または解体工事業の許可をもっていることが必須である。当該現場の請負金額によって必要な業許可が異なるため、建設部門に事前に確認しておくことが必要である。

(2) 緊急に解体をする場合の留意点

二次災害の恐れがある場合や周辺の生活環境への影響が見込まれる場合、解体工事を行う業者からの見積等を取得し、緊急随意契約により解体を行うことができる。解体にあたっては、原則として、事前に所有者等の同意が必要となることに留意が必要である。

留意点

(3) 工事発注のための積算を行う際の留意点

損壊家屋等の解体後は土地の整地が行われるが、**整地に伴う撤去物は管理型最終処分場でしか処分できないような残渣**である。その**残渣の処分にも費用を要する**が、過去の災害事例では**その費用が積算に含まれておらず、被災市町村の経費で処分せざるを得ない状況が散見された**。そのため、工事発注の積算を行うに当たっては、府内関係部局（土木・建設部局等）へ確認し、残渣の処分を含めて 積算を行う必要があることに留意が必要である。

(4) 解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点

石綿含有成形板等のレベル3の建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、**石綿に関する事前調査を行った上で、適切な飛散防止措置を講ずることが必要**となる。石綿飛散防止のため、建築物等の応急危険度判定の結果などを参考に、**立入り可能な場合は平常時と同様に事前調査を行い特定建築材料からの飛散防止措置を講ずる必要がある**。また、**立入不可の場合は散水等による「注意解体」による飛散防止措置を講ずることについて、解体等工事の受注者等に対し、適切に指導する必要がある**。また、**解体等工事の現場においては、石綿を含まない廃棄物、石綿含有廃棄物、廃石綿等に区分し、適切に保管・処理を行う必要がある**。なお、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（令和5年4月）」にて、被災建築物等の解体等工事発注時の留意事項や発注仕様書例などを掲載しているので、適宜参考にされたい。

留意点



(5) 境界標等の保存に関する留意点

倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、**土地に境界石、コンクリート杭、金属鉢などが埋設されていないかどうか留意する必要がある**。これらは、土地の境界を示す「境界標」の可能性があり、境界標は、土地の境界を特定するために役立つものとなっている。紛争の予防・解決の決め手となることが多く、今後の復興作業のために、可能な限りその保存が図られるように配慮する必要がある。また、**境界標のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するために役立つものとなるため、これらの保存についても留意する必要がある**。

(6) 公費解体の申請書類の考え方

損壊家屋等の解体は、私有財産の処分に当たるため、各市町村における**公費解体の申請事務に際しては、所有者の本人確認や建物の情報の把握を確実に行う必要がある**。その際**本人確認の方法としては、例えば、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の公的機関が発行した本人名義の顔写真付き証明書の顔写真と申請者の顔を目視で照合することが考えられる**。また、**登記事項証明書については、市町村が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合、申請者からの提出を不要とすることも考えられる** なお、**公費解体の申請に係る提出書類について、環境省において特段の指定はしていない**。

①公費解体制度について

令和6年5月版
珠洲市環境建設課

令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等について、当該物件所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度です。

※所有者の費用はかかりません。

(制度上、対象外の費用を除く)→②公費解体の▲条件ありを参照してください。

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者も対象です。



②公費解体の対象となる解体物

●対象となるもの

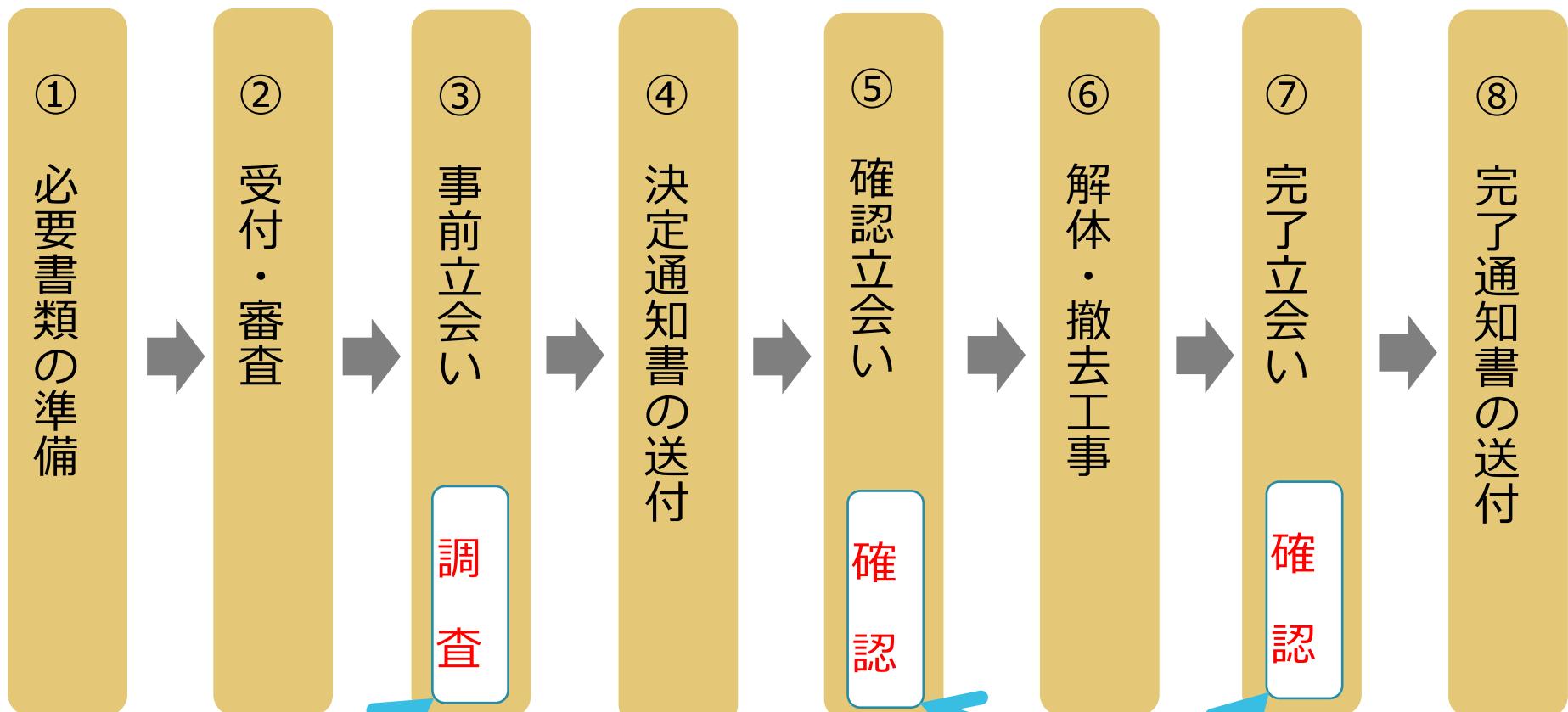
- 災害証明書(または被災証明書)で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋、納屋、店舗、倉庫等とその基礎

▲条件あり(現地調査で判断)

- 家屋に付属する浄化槽・便槽など
 - ※ 住宅と一体的に解体する場合のみ対象となります。
 - ※ 敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。
- ブロック塀、庭木、庭石、カーポートなど
 - ※解体工事に支障がある場合、対象となります。



③公費解体 受付～解体までの流れ



市が委託した調査会社
による現地調査の立会い

申請者、解体事業者、調査会社との
解体家屋等の現場立会い

④公費解体の申請に必要な書類 1

全員が必要な書類

- ・申請書
- ・り災証明書または被災証明書（「半壊」以上の判定のもの）
- ・本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書
※運転免許証、マイナンバーカード等顔写真があるものは1点
※保険証、年金手帳などは2点
- ・建物配置図

申請書・配置図などは相談・申請会場または市HPからも
ダウンロードできます。

株洲市 公費解体

検索



⑤公費解体の申請に必要な書類 2

必要に応じて提出いただく書類



○代理の方が申請する場合

- ・委任状(所有者等の実印を押印したもの)
- ・印鑑登録証明書(所有者等)

○共有名義、相続権者有、抵当権付、賃貸物件などの場合

- ・同意書(それぞれの方の実印を押印した申請者以外の全員分)
 - ・印鑑登録証明書など(全員分)
- ※抵当権者が団体または企業(銀行など)の場合は印鑑登録証明書は不要

○建物が隣家等に寄りかかっている、隣地に倒れている場合

- ・隣接建物所有者、隣接地権者の同意書

公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化や補助対象の考え方等**について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

申請書類の合理化

- ・公費解体・撤去マニュアルを改訂し、**実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法**として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方を記載**。
- ・4月2日に被災市町の担当者説明会を行い、改訂の主旨を説明。

相続・同意取得等への対応

- ・被災者が申請に必要な相続、同意手続きについて、石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口で相談可能な旨を事務連絡により周知。
- ・「所有者不明建物管理制度」や相続、不動産登記等に関する被災自治体職員向け相談窓口（熊本県司法書士会に設置）を周知。

残置物の扱いの明確化

- ・災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに追記。

応急修理制度との関係

- ・「応急修理制度」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアル等により周知。

補助対象となる建物の一部解体

- ・建物の一部解体の場合であっても、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合などは**補助対象となり得ること**について、マニュアル等により周知。

質問④ 母屋と離れがあり、離れだけ残せますか？

以下のいずれかの条件を満たせば可能です。

- ①母屋と離れの登記が別であること
- ②登記が同じ建物であっても、渡り廊下等で繋がっており、構造上、別の建物であると判断できること

②について



構造上、別の建物であると
判断可能

母屋

渡り廊下

離れ

登記が同じ

※縁切り（残したい部分だけ残す工事）
が可能かどうかは、家屋の状況等を確認
した上で判断しますので、申請前に縁切
りを行わないでください。

※縁切りは自己負担です。

共有者全員の同意取得が困難な場合への対応



相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

- ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：次ページ）。
- ※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	<p>【滅失登記が行われた倒壊家屋等】</p> <ul style="list-style-type: none">• 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 <p>【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】</p> <ul style="list-style-type: none">• 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	<ul style="list-style-type: none">• 所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用• さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい <p>※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能</p>

- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。

※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

【参考資料】5月28日事務連絡の概要

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る 公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環 境 省・法 務 省
令 和 6 年 5 月 28 日

概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
※2…建物性が認められない例：⑦建物全体が倒壊又は流失、①建物が火災により全焼、②建物の下層階部分が圧潰、③建物の壁がなくなり柱だけになっている
 - 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去を行って差し支えない。
※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくとも、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

宣誓書方式の活用について

- 5月28日事務連絡では、倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、やむを得ないと考えられる場合において、いわゆる「宣誓書」を活用して公費による解体等を行うことは「差し支えない」旨を、具体的な手順等とともに提示。
- 従前の公費解体・撤去マニュアルよりも踏み込んだ形で、宣誓書方式の活用を後押し。

宣誓書方式活用の流れ

- 例えば、不動産登記簿上の所有者が既に死亡しているケースのなかには、相続が生じた時期が相当以前で、相続が繰り返されて法定相続人が多数に及び、その全員から同意書を取得することが困難である場合も考えられる。
- 家屋等の解体は個人の財産の処分であり、申請者のほかに共有者等がいる場合には、その共有者等の意向確認を行う必要があるものの、同意書の取得等に時間を要し、長時間放置することがければ倒壊等により周辺環境への悪影響も考えられる。

共有者等に対する意向確認の状況

- 例) ・意向確認※の連絡をしたが応答がないこと
・意向確認の連絡をしたが所在が判明しないこと など

※意向確認の手順について

- ① 損壊家屋等の不動産登記簿上の所有者等の戸籍を確認して、共有者等全員を特定する。
- ② 各共有者等の戸籍の附票を確認し、当該共有者等の現在の住所を特定する。
- ③ その住所に書面を送付（郵送）し、一定の期間（1か月程度）内に解体・撤去についての同意書を送るよう依頼するなどの方法によって、当該共有者等から解体・撤去について異議がないとの確認を行う。
- ④ 損壊家屋等の共有者又はその所在が判明しない場合には、その共有者の持分について、所有者不明建物管理制度を利用することも可能であり、これを利用するときには、裁判所に選任された管理人から、公費解体・撤去の申請についての同意を得る。

- これらを総合的に考慮してやむを得ないと考えられ、申請者が公費解体・撤去の申請をすることに対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

家屋の状況

- 例) ・建物としての価値がない状態であること
・建物の存立を前提とした場合の修理に要する費用が取壊しに要する費用を上回ること
・取り壊さないと建物が周囲に損害を与えるおそれがあること など

所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書）の提出を受けることにより、解体・撤去を行って差し支えない。

株洲市では、

公費解体を申請する建物の状態が、次のような場合には、
申請に係る相続者等の同意書が不要になります。

● ①り災・被災判定が『全壊』、かつ以下のいずれかに該当※

Ⓐ 建物全体が倒壊又は流失



Ⓑ 建物全体が傾き、自立できていない



Ⓒ 建物の下層階全体が圧潰



Ⓓ 建物の壁がなくなり柱だけになっている



※建物の状態は、建物所有者等の申告により、市が確認します。 48

●これまで

被災した家屋等に相続人や共有者がいる場合、
全員の同意が必要。

●これから

被害の状況等に応じ、

- ①建物性がないと判断できる場合 → 同意書が不要に！
- ②建物性があると判断できる場合のうち、
 - ・下記の条件に合致する → 宣誓書の提出により、同意書が不要に！
 - ・下記の条件に合致しない → 従来どおり、同意書が必要
または
自費解体償還制度をご利用ください！

[宣誓書の条件]

- ・被災家屋等を取り壊さないと周辺に損害を与える恐れがある
- ・相続人や共有者等に意向を確認したが返答がないなど
相続人や共有者等から異議が出る可能性が低い場合

建物性の確認
(表面参照)

①建物性がない

同意書が不要

②建物性がある

下記のいずれか

[宣誓書の条件に合致する]

→ **宣誓書の提出**

[宣誓書の条件に合致しない]

→ 全員の同意書を取得

→ 自費解体の償還制度

公費解体の発注方法

- 災害時応援協定に基づき、構造物解体解体協会に工事発注・工務調整を委託するなど、効率的に多数の公費解体を推進（申請受付分）

石川

解体協会に工事発注等を委託

県

標準単価を提示

市町

随意契約
(県災害協定)

支 払

解体協会

支 払

解体事業者

公費解体施工

入札で解体事業者を選定

県

標準単価を提示

市町

事業者選定
(単価入札等)

支 払

解体事業者

※ 解体廃棄物を仮置場ではなく処分場に直接搬入し処分する場合、処分費等も含めて入札を実施

公費解体施工

解体棟数が多い場合は効率的な発注が可能
H28 熊本地震 熊本市 (13,241棟) など

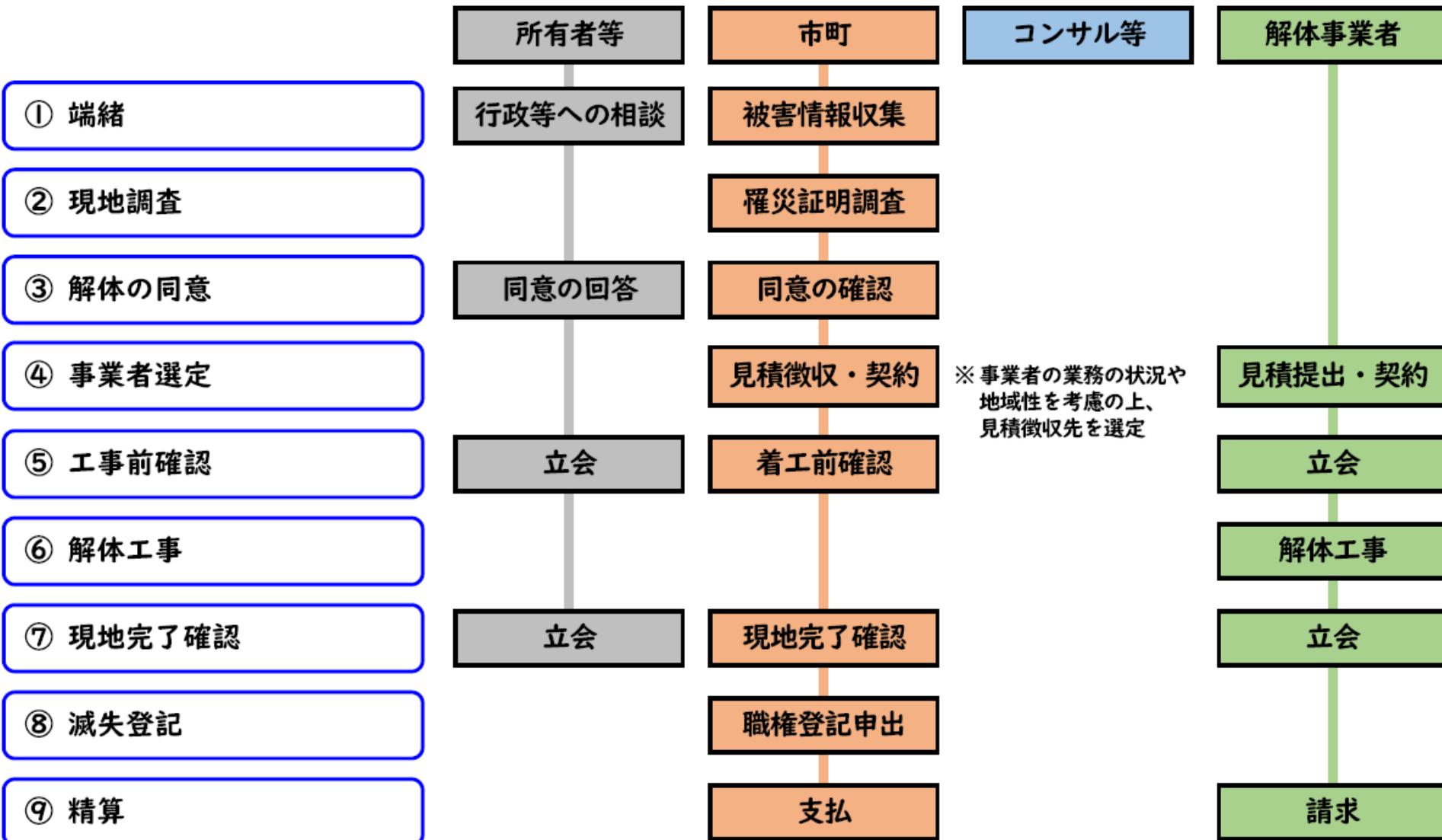
競争性を取り入れた解体事業者選定が可能
H30 西日本豪雨 倉敷市 (2,555棟) など

公費解体の発注方法の利点と課題

	利点	課題
解体協会に工事発注等を委託(随意契約)	<ul style="list-style-type: none">・解体棟数が多い場合に効率的な発注が可能・解体協会が府県に存在し、協定締結している場合は随意契約が可能・契約は単価を採用できる・契約単価が解体協会の各解体事業者の合意が得られる場合は速効性あり	<ul style="list-style-type: none">・解体事業費が高くなる可能性・解体協会が各事業者への発注や工程管理等の事務管理が必要・解体協会が府県に存在しない場合は契約が不可能・契約単価の積算根拠が乏しい可能性・契約単価が解体協会の各解体事業者の合意が得られない場合は、調整に時間を要する、あるいは契約ができない
入札で解体事業者を選定(競争入札)	<ul style="list-style-type: none">・競争性を取りいれた解体事業者選定が可能(安価な解体事業費)・解体協会が府県に存在しない場合や、契約単価が解体協会の各解体事業者の合意が得られない場合は速効性あり・契約は単価を採用できるが、解体工事積算書に基づく積算も可能(積算根拠あり)・一定エリアでまとめて契約が可能	<ul style="list-style-type: none">・競争入札をさせる解体事業者の選定が難しい(建設部局との協議要)・入札執行のため一定の時間をする・解体工事積算書に基づく積算が難しい(建設部局との協議要)・複数の入札執行のため事務が煩雑

公費解体の発注手続（緊急解体分）

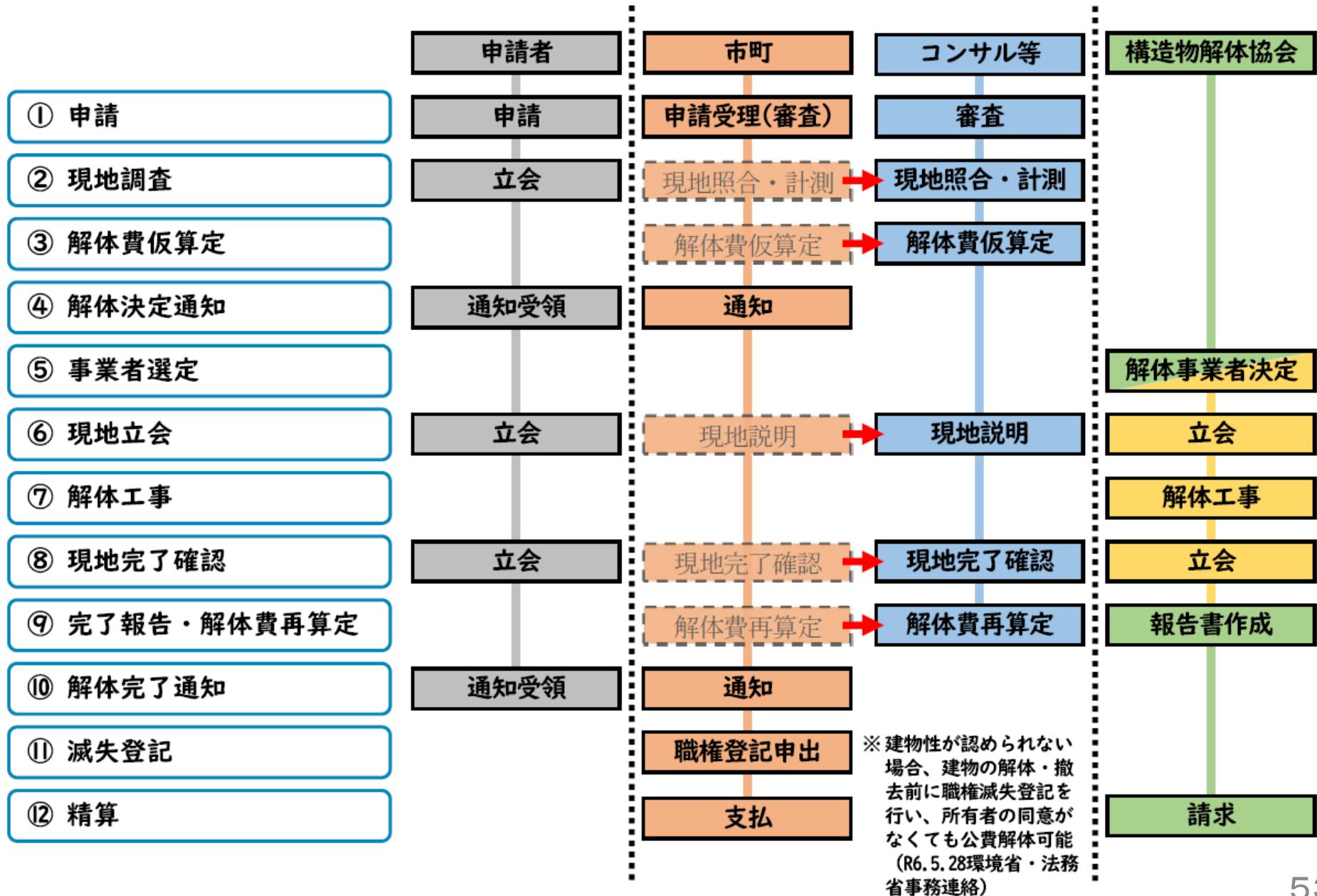
※ 倒壊して二次災害が発生するおそれがある場合など



緊急解体の
主な留意点

- ① 所有者、共有者、相続人、抵当権等の権利者など関係者の同意をとること
- ② 見積徴収等により解体・撤去が適正であることを確認すること
- ③ 補助対象（全壊・半壊）に該当することを確認すること

公費解体の発注手続（申請受付分）



面的な解体・撤去の推進

- 輪島朝市エリアでは、倒壊家屋等264棟に対して、法務局による職権滅失登記を完了。
- 今後、他の被災市町においても、法務局と連携し、必要に応じて土地家屋調査士会等も活用するなどにより面的な解体・撤去を進めていく。

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- ・対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- ・行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、地域ごとに、工事前調整の上、解体工事を順次実施。



輪島朝市における解体・撤去工事



珠洲市における面的な解体・撤去加速化プラン

- ・珠洲市の中でも特に被害が大きく、倒壊家屋等により水道復旧等に支障が生じている蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区を対象に、法務局と連携し、面的な解体・撤去を進める。



珠洲市における公費解体



熱海市における公費解体

① 公費解体対象家屋



② 内装解体



③ 最上段に小型バックホウを設置



④ 最上段から解体開始



⑤ 下段側から解体



⑥ 梁や支柱を残して解体完了



4. 自費解体の対応

1. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）について

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の制度

被災した損壊家屋等を解体・撤去するに当たって、市町村が損壊家屋等を解体・撤去する「公費解体」のほか、所有者が自ら費用負担して解体事業者と契約し解体・撤去を行い、市町村が所有者に対して解体・撤去費用を償還する「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」がある。

【制度対象】

公費解体と同様に災証明書（又は被災証明書）で「全壊」と判定された建物（特定非常災害の場合は、「半壊」以上の建物が対象）

※申請に当たって公費解体とは異なる書類や写真等が必要

※費用負担の適正化の観点から、当該事業を行う際には市町村において事前に制度設計を行うことが必要

【自費解体の費用額の算定】

自費解体の費用額の算定の考え方は、**公費解体を行った場合と同じ。公費解体と同様に算定した金額の範囲内であれば、自費解体の費用全額が償還**

解体費用
(合計金額)

=

解体費

+

運搬費

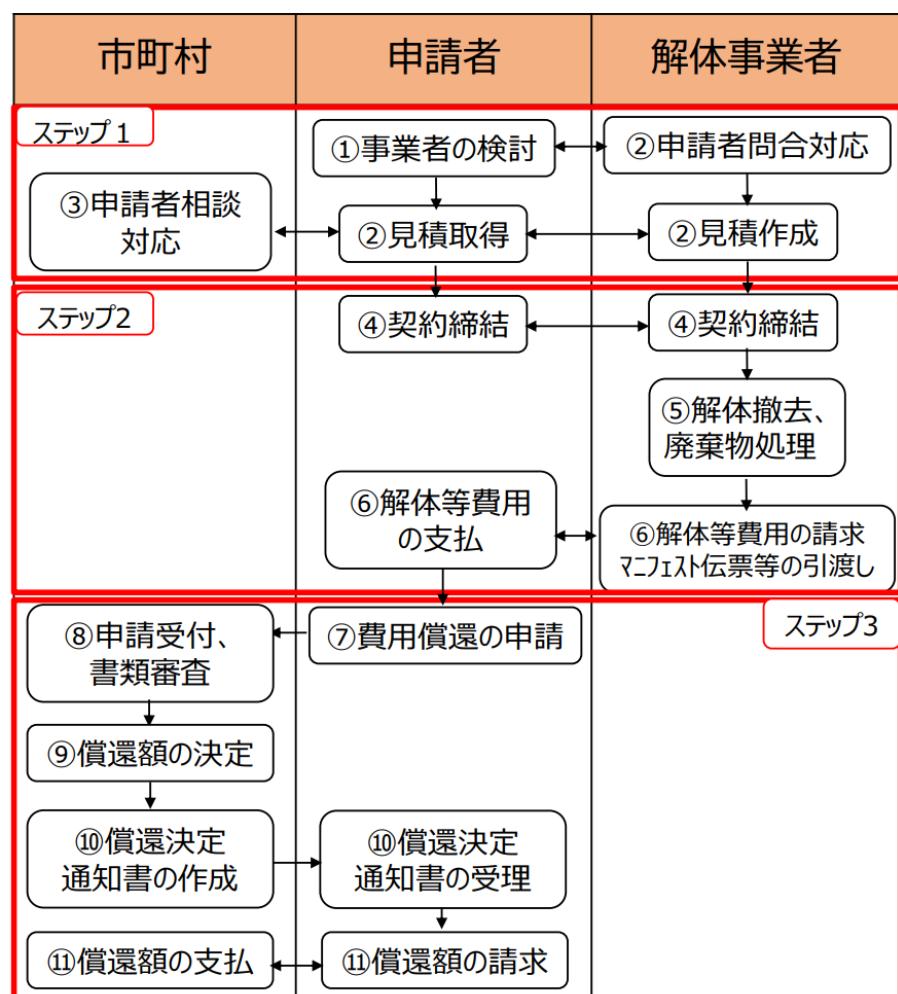
+

処分費

2. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手続フロー

- 申請者、解体業者、市町村における手続のフローを具体化。
- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）における補助対象は、基本的に公費解体と同様。

<自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の主な手続のフロー>



ステップ1：申請者による解体事業者の選定、市町村への相談

- ① 解体事業者の検討
- ② 解体事業者への問合せ（見積取得）
- ③ 申請者から市町村への相談

ステップ2：解体事業者との契約、解体・撤去等作業、申請者への請求・支払

- ④ 申請者と解体事業者との契約締結
- ⑤ 解体事業者による解体・撤去、廃棄物処理
- ⑥ 解体事業者から解体等費用の請求、申請者による支払、マニフェスト伝票等の引渡し

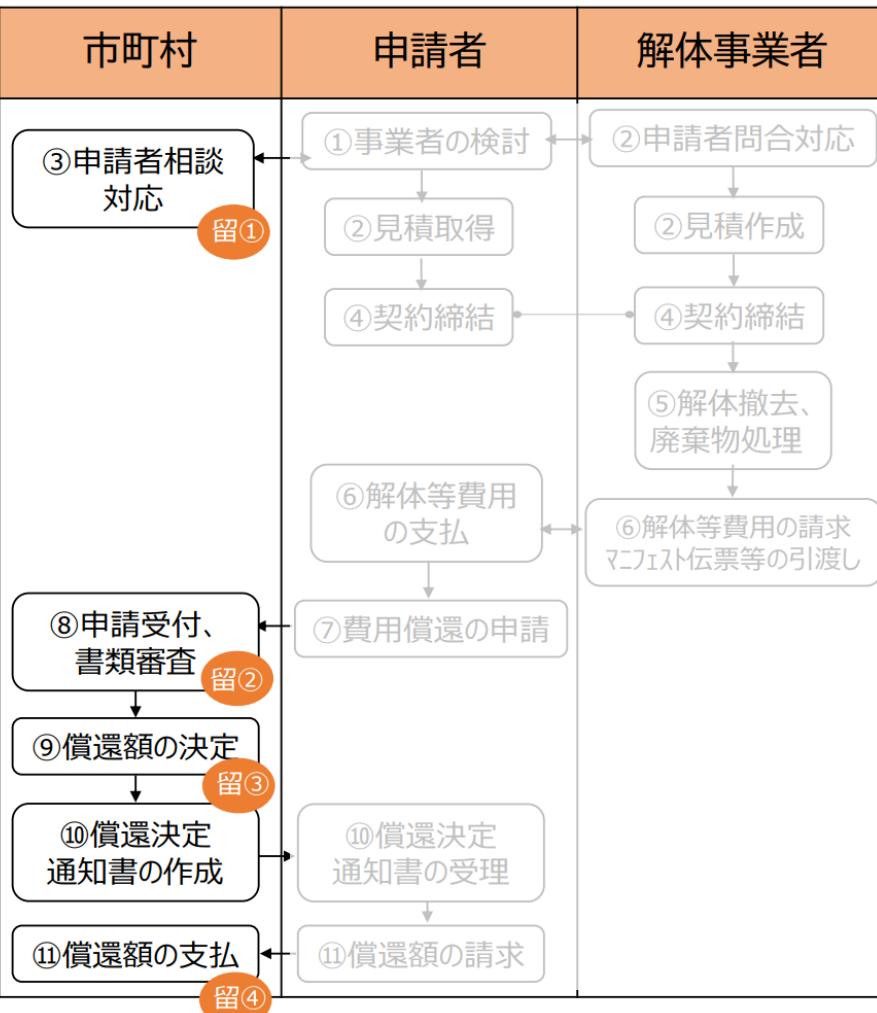
ステップ3：申請者による市町村への費用償還申請、市町村からの償還

- ⑦ 市町村への費用償還の申請
- ⑧ 市町村等による申請受付、書類審査
- ⑨ 償還額の決定
- ⑩ 市町村から償還額の決定通知
- ⑪ 申請者から償還額の請求、市町村から償還額の支払

3. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項（市町村向け）



＜自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項＞



留意事項①：申請者相談対応

- 申請者に費用償還の制度について正しく理解いただき、適切な解体事業者を選択できるよう、費用償還に係る留意事項等を示したチラシ等を活用し周知することが必要。
- 費用償還の制度を理解した解体事業者を利用するよう申請者へ周知することが必要。
- 解体事業者について、建設業許可業者、解体工事業登録業者が掲載されている都道府県のHP等を申請者に案内。
- 契約締結前に申請者が解体事業者より取得した見積書について、申請者から自己負担が生じないか市町村に相談があった場合には、その内容を確認するように。

留意事項②：申請受付・書類審査

- 家屋等の権利関係に関するトラブルを防止するため、当該家屋等の撤去費用を償還する前に家屋等の撤去費用の申請を行っている者と家屋等の所有者が同一人物であることを、原則として登記事項証明書などの被災家屋等の所有者、面積、構造等が確認できる書類にて確認。

留意事項③：償還額の決定

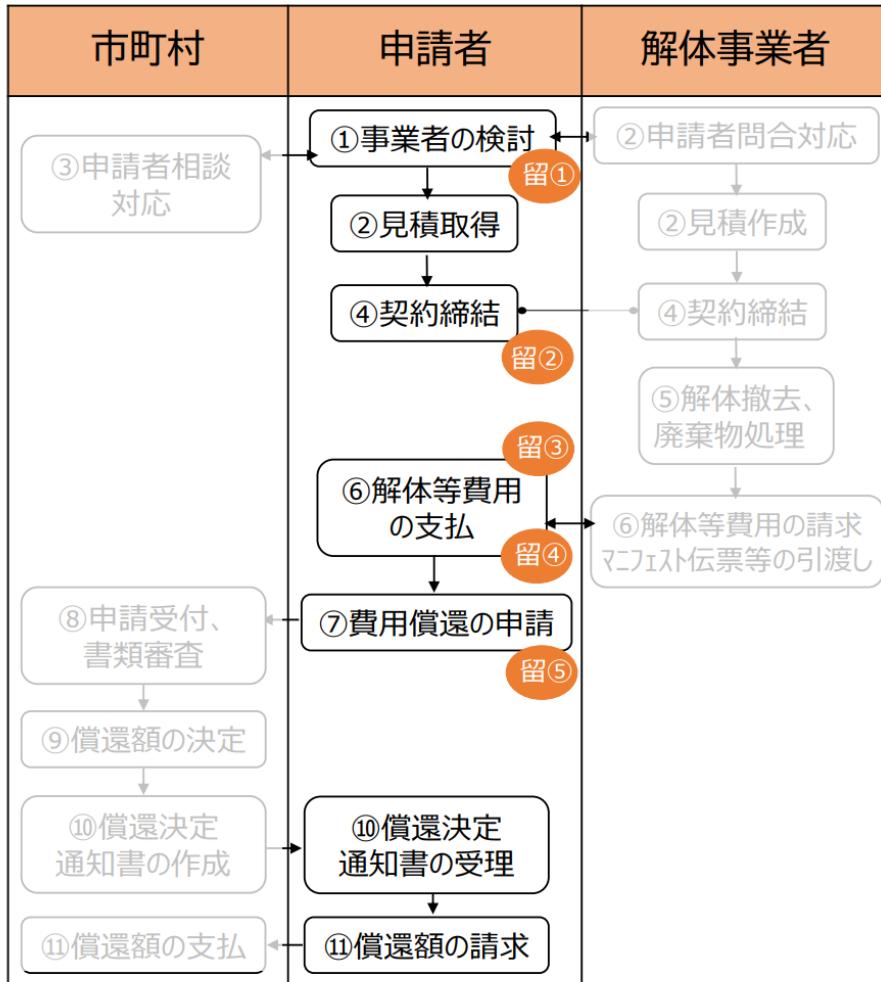
- 費用償還に係る費用の算定に当たって、市町村の担当者のみでは対応が困難であり、補償コンサルタント業務として外部へ委託する場合の費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。

留意事項④：償還額の支払

- 申請者より費用償還の申請を受けた日から2ヶ月以内に償還金を払うようとする
- 二重払い等費用の支払いに関するトラブルを防止するため、振込先が申請者の本人名義であることを必ず確認。

3. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項（申請者向け）

<自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項>



留意事項①：解体事業者の選定

- 建物等の解体には、解体事業者が解体工事業などの建設業許可又は解体工事業登録を取得していることが必要であり、都道府県のHP等において必ず確認。

留意事項②：市町村への相談

- 解体事業者との契約締結前に、複数の解体事業者から見積書等を取得し、市町村へ相談。
- 公費解体の対象外となる経費は自己負担となるため注意。

留意事項③：解体事業者による解体・撤去、廃棄物処理

- 解体又は撤去工事の前に、貴重品や思い出の品など必要なものを持ち出す。
- 解体・撤去により生じた廃棄物の処理が適正に行われたことを確認する書類としてマニフェスト伝票（写し）を解体事業者から入手。

留意事項④：解体事業者からの解体等費用の請求

- 解体完了後、解体事業者に対して、解体等費用の請求書とあわせて、解体等証明書、解体等の施工前・施工中・施工後の写真、マニフェスト伝票の写し、解体費用内訳書の提出を依頼。
- 請求書の金額が見積書の金額と同じであるか、異なる場合はその理由を確認。

留意事項⑤：費用償還の申請

- 市町村に対して、申請に必要な書類を提出。市町村により必要な書類が異なる場合があるため、市町村のHP等を確認。

4. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）における費用等の算定方法

自費解体の償還金額は、解体費、運搬費、処分費の合計額であり、その算定の考え方は、**公費解体を行った場合と同じ。公費解体と同様に算出した金額の範囲内であれば、自費解体の費用全額が償還される。**

$$\boxed{\text{解体費用}} \quad (=) \quad \boxed{\text{解体費}} \quad + \quad \boxed{\text{運搬費}} \quad + \quad \boxed{\text{処分費}}$$

■ 上記の算出に際しては、以下のとおり行う。

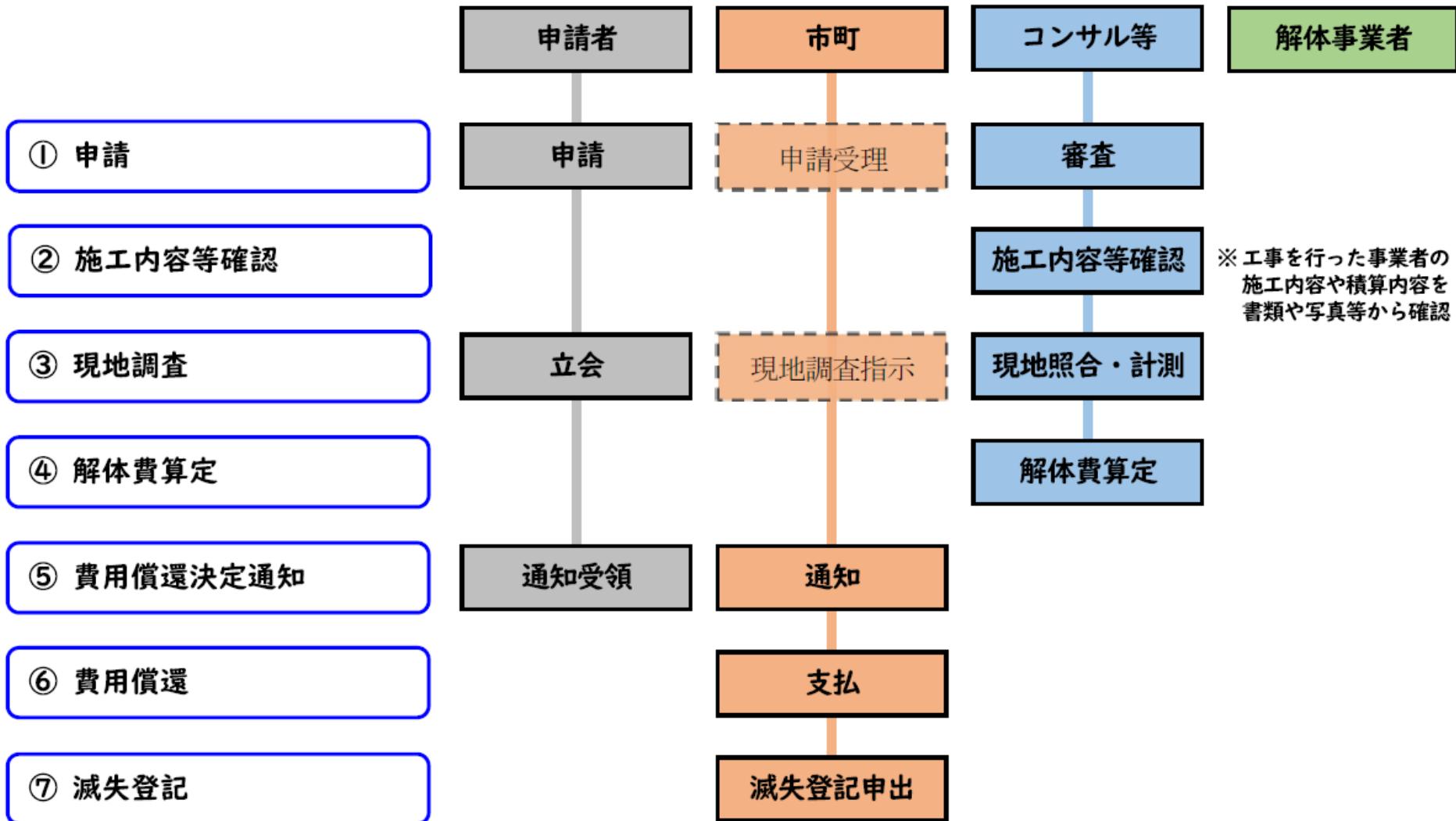
- ・解体費と運搬費は、公費解体と同様に、環境省から発出された通知※における損壊家屋等の解体工事費の算定基準（以下「算定基準」という。）に従い算出。
- ・都道府県が算定基準により算出した単価を標準単価として市町村に周知し、市町村が公費解体の費用の算出に当該標準単価を使用している場合には、自費解体の費用の算出にも同一の単価を使用。
- ・処分費は、公費解体で使用する処分単価を使用。

※令和4年4月1日環循適発第22040117号「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」

※自費解体においても、公費解体と同様に、算定基準により算出することが適切ではない建物等については、合理的な単価等により算出した金額が上限となる。

注) 公費解体を行った場合と同様に算出した金額が上限になるため、相談時の見積額を超える請求額であっても、当該上限の範囲内であれば自己負担は生じない。

自費解体手続（費用償還分）



費用償還で
トラブルに
なった事例

- ① Poor-quality contractors received high fees exceeding the amount calculated by the city/town.
- ② For additions or unregistered buildings, there were no photos or area measurements to prove ownership, so repayment was denied.
- ③ Individual structures or public facility demolition were not within the scope of the program, so repayment was denied.
- ④ For demolition waste disposal fees, if there were no necessary documents like manifests, repayment was denied.

ご清聴ありがとうございました。

参考にしてください。

- ① 家屋解体マニュアル（近畿地方環境事務所）
 - ② 公費解体・撤去マニュアル（第5版）
 - ③ タイムラインによる公費解体のポイント
 - ④ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き
-

環境省ホームページ > 災害廃棄物対策情報サイトトップ
> 関連法及び計画、指針、ガイドライン等 > 不明の場合は名前で検索